

5. 神戸町健康計画等策定委員会設置要綱及び

神戸町いのちを支える自殺対策計画推進本部設置要綱

神戸町健康増進計画等策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 町は、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく神戸町健康増進計画、母子保健分野における国民運動計画に基づく神戸町健やか親子21、食育基本法(平成17年法律第63号)に基づく神戸町食育推進計画、自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づく神戸町いのちを支える自殺対策計画（以下これらを「計画」という。）を策定するため、神戸町健康増進計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 委員会は、委員20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者に町長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 産業関係者
- (4) 地域関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 行政関係者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、所掌事務が終了するまでの期間とする。

(運営)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副委員長は、委員長の指名によりこれを定める。

4 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、初回の会議は町長が招集する。

(関係者の出席要求)

第5条 委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を得て、説明及び意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、神戸町保健センターに置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

令和5年度 神戸町健康増進計画等策定委員会

分野	肩書	名前
医療関係者	医師会 代表	町田 崇史
	歯科医師会 代表	林 猛
教育関係者	校長会 会長	中野 由美
	養護教諭 代表	大平 友香
	幼稚園園長会 代表	宮島 真知子
産業関係者	商工会 事務局長	鷲野 勝憲
	太平洋工業株式会社	高橋 愛子
地域関係者	区長会 会長	伊庭 克英
	民生委員児童委員協議会 会長	戸川 賢一
	福祉推進委員 委員長	川瀬 芳彦
	子育て支援「ほっと」 代表	飯田 静世
	母子保健推進員 代表	五十川 ゆり子
	老人クラブ連合会 会長	森田 文男
	神戸町食生活改善協議会 副会長	吉村 幸子
	神戸町社会福祉協議会 会長	下野 哲郎
	神戸町議会 議長	西脇 博文
学識経験者	岐阜協立大学看護学部 教授	神谷 真有美
行政関係者	西濃保健所健康増進課長	丹下 文恵
	安全衛生管理責任者	金指 義樹
	衛生管理者	山田 ますみ

神戸町のち支える自殺対策計画推進本部設置要綱

（設置）

第1条 庁内全課が連携の上、所管する関係機関及び関係する団体等（以下「関係機関等」という。）と自殺予防対策事業の推進に協調して取り組むため、神戸町のち支える自殺対策行動計画推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 自殺に関する現状把握並びに調査及び分析に関すること。
- (2) 総合的な自殺予防対策の検討に関すること。
- (3) 関係機関等と協調した自殺予防対策の啓発及び相談体制の充実にすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自殺予防対策の推進に必要な事項

（組織）

第3条 本部は、部長級職員及び各課等の長並びに本部長が指名する課長補佐及び係長をもって本部員とし、組織する。

2 第2条に定める事務を処理するため、必要に応じて分科会（委員会）を置くことができる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は町長とし、副本部長は教育長とする。

2 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 本部は、本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

（庶務）

第6条 本部の庶務は、民生部健康福祉課保健センター係において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関しその他必要な事項は、本部長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。